

静岡県告示第4号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、掛川市において平成19年3月27日付け県公報第1867号告示第355号により指定した土砂災害警戒区域を解除する。

平成30年1月4日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

原里高山土砂災害警戒区域
大野山路土砂災害警戒区域
日坂土砂災害警戒区域
青田土砂災害警戒区域
水垂土砂災害警戒区域
安養寺西ノ谷土砂災害警戒区域
菌ヶ谷土砂災害警戒区域
下垂木No.2土砂災害警戒区域
下垂木No.3土砂災害警戒区域
下垂木新田土砂災害警戒区域
下垂木土砂災害警戒区域
上土方落合No.2土砂災害警戒区域
今滝大門土砂災害警戒区域
嶺向土砂災害警戒区域
釜田土砂災害警戒区域
西大淵土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第5号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成30年1月4日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

原里高山土砂災害警戒区域 原里高山土砂災害特別警戒区域

大野山路土砂災害警戒区域 大野山路土砂災害特別警戒区域
日坂土砂災害警戒区域 日坂土砂災害特別警戒区域
青田土砂災害警戒区域 青田土砂災害特別警戒区域
水垂土砂災害警戒区域 水垂土砂災害特別警戒区域
安養寺西ノ谷土砂災害警戒区域 安養寺西ノ谷土砂災害特別警戒区域
菌ヶ谷土砂災害警戒区域 菌ヶ谷土砂災害特別警戒区域
下垂木No. 2土砂災害警戒区域
下垂木No. 3土砂災害警戒区域 下垂木No. 3土砂災害特別警戒区域
下垂木新田土砂災害警戒区域 下垂木新田土砂災害特別警戒区域
下垂木土砂災害警戒区域 下垂木土砂災害特別警戒区域
上土方落合No. 2土砂災害警戒区域 上土方落合No. 2土砂災害特別警戒区域
今滝大門土砂災害警戒区域 今滝大門土砂災害特別警戒区域
嶺向土砂災害警戒区域 嶺向土砂災害特別警戒区域
釜田土砂災害警戒区域 釜田土砂災害特別警戒区域
西大淵土砂災害警戒区域 西大淵土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。)